

## 那覇市古波蔵児童館指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市こどもみらい部こども教育保育課が所管する那覇市古波蔵児童館については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和7年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

### 記

#### 1 施設の概要

- (1) 名 称：那覇市古波蔵児童館
- (2) 所 在 地：那覇市字国場 1169 番地4
- (3) 設置目的：市内在住の児童（0歳から18歳未満）に児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。

#### 2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称：社会福祉法人 ポプラ福祉会
- (2) 代 表 者：理事長 崎濱 肇史
- (3) 所 在 地：那覇市壺川2丁目5番地13

#### 3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

#### 4 選定の経緯

- (1) 公募
  - ア 募集期間 令和7年7月23日（水）～9月24日（水）
  - イ 応募団体数 2団体
- (2) 審査方法
  - ア 選定委員会
    - a 選定機関の名称 那覇市こども政策審議会  
(指定管理予定候補者選定部会)
    - b 選定部会の委員（委員5人中、4人出席）
      - 部 会 長 横江 崇（沖縄弁護士会（美ら夢法律事務所） 弁護士）
      - 副 部 会 長 伊波 就子（那覇市子ども会育成連絡協議会 研修員）
      - 委 員 知花 剛（那覇市P.T.A連合会 会長）
      - 委 員 宮国 幸子（特定非営利法人 おきなわCAPセンター 副代表）
    - イ 選定委員会日時 令和7年10月28日（火）午後2時30分から午後5時10分まで

ウ 選定基準

- a 児童館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。
- b 事業計画書の内容が児童館の効用を最大限に發揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿った児童館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ 選定評価採点表

審査項目	配点
I 事業計画に沿った管理を安定して行う、物的・人的能力を有し、または、有することが確実であること。	25
II 事業計画による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保し、その意見を反映することができるこ。	20
III 事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の節減並びに安全への配慮が図られること。	45
IV 経費見積もり	10
V 社会貢献及び本市の地域貢献に努めていること	10
合計	110
最低基準点	264

$$110 \text{ 点} \times 4 \text{ 人} \times 60\%$$

才 選定結果

	審査項目(得点)					合計点	平均点 (合計点/委員4人)
	I	II	III	IV	V		
社会福祉法人 ポプラ福祉会	84/100	62/80	134/180	30/40	32/40	342	85.5点
A社	46/100	39/80	96/180	18/40	12/40	211	選外

才 選定理由

那覇市児童館指定管理予定候補者審査要領に示す選定基準及び採点表において、全出席委員の採点結果が満点の6割264点を上回り、各委員の合意をもって、那覇市古波蔵児童館指定管理予定候補者として「社会福祉法人 ポプラ福祉会」を選定した。

なお、A社において、全出席委員の採点結果が満点の6割264点に満たなかったため、選外としました。